

争議團體に於ては行方結ばれる局面を打開し併せて争議を有利に解決せんが爲大學當局に抗議することとなり、十八日（總長不在の爲）高木博士（専攻副團長）に會見し別紙抗議書を提出したので博士は十九日午後四時より、豊田事務官、中村學生課長、専攻團理事長外理事二名と懇談したる結果、争議の進展が學内一般に悪影響を及ぼし或は醫學部直營の調理部（庶務附添人の食事助雇員四十名）への波及懸計しとして遂に解決せしむるの必要あるを認めたとあるが總長不在の爲具体的態度の決定は見なかつたのであるが、かかる状態の下に二十日に至り遂に勞資双方直接交渉に依り解決することとなつたのである。

一、 解決状況

争議團體は二十日午後八時専攻團食堂に團主を訪問會見

して、

復讐困難ならば争議費用、解雇手當として金三百圓支給せよ、

と要求したるに團主は、

現金三十圓を支給す、

とて双方の主張に相當距離があつたが、遂に二十一日午前一時に至り双方議典の結果次の案にて妥協成立せり、  
解決條件

争議團員四名（一名は途中脱退せり）に對し現金として金七拾圓支給す。

かくて即時地金金の授受をなして解決したのである。